

## ○大分県プール維持管理等指導要綱

平成十年五月二十日  
大分県告示第四百六十六号

大分県プール維持管理等指導要綱を次のとおり定める。

### 大分県プール維持管理等指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、プールの施設及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設けて公衆に遊泳させる施設(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校に設置されるプール並びに専ら競技用にのみ使用されるプールを除く。)をいう。

(平二〇告示二三四・一部改正)

(衛生基準及び安全基準)

第三条 プールの衛生基準は別表のとおりとし、プールの安全基準は「プールの安全基準指針」(平成十九年三月文部科学省及び国土交通省策定)によるものとする。

2 プールを設置しようとする者又はプールを設置した者は、前項の衛生基準及び安全基準を遵守するものとする。

(平二〇告示二三四・全改)

(設置の届出等)

第四条 プールを設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者は、あらかじめ、プール設置届(第一号様式)又はプール構造等変更届(第二号様式)を当該プールの所在地(大分市を除く。)を管轄する保健所長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出があった場合において、当該プールが衛生基準等に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、衛生基準等に従い、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(平一七告示五一六・平二〇告示二三四・一部改正)

(使用開始等の届出)

第五条 プールを設置した者は、プールの使用を開始したときは、速やかに、プール使用開始届(第三号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 プールを設置した者は、前項に規定する届出書に記載した事項(構造及び規模に係る事項を除く。)を変更したときは、速やかに、プール使用変更届(第四号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(平一七告示五一六・平二〇告示二三四・一部改正)

(休廃止の届出)

第六条 プールを設置した者は、当該プールの使用を廃止し、又は休止したときは、速やかに、プール使用/廃止/休止届(第五号様式)を保健所長に提出しなければならない。ただし、季節的に使用するプールにおいて、毎年、一定期間使用を中止する場合を除くものとする。

(平一七告示五一六・平二〇告示二三四・一部改正)

(監視等)

第七条 保健所長は、第五条第一項の届出があったプールについて随時監視を行い、当該プールが第三条の衛生基準及び安全基準に適合していないと認めるときは、衛生基準等に従い、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(平一七告示五一六・平二〇告示二三四・一部改正)

附 則

- 1 この告示は、平成十年六月一日から施行する。
- 2 大分県プール維持管理指導要綱(昭和五十三年大分県告示第六百二十一号)は、廃止する。

附 則(平成一七年告示第五一六号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成二〇年告示第二三四号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第三条関係)

(平二〇告示二三四・全改)

第一 プール水の水質基準

一 水質基準

- 1 水素イオン濃度は、PH値五・八以上八・六以下であること。
- 2 濁度は、二度以下であること。
- 3 過マンガン酸カリウム消費量は、十二mg/1以下であること。
- 4 遊離残留塩素濃度は、〇・四mg/1以上であること。  
また、一・〇mg/1以下であることが望ましいこと。
- 5 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合、プール水の二酸化塩素濃度は、〇・一mg/1以上〇・四mg/1以下であること。  
また、プール水の亜塩素酸濃度は、一・二mg/1以下であること。
- 6 大腸菌は、検出されないこと。
- 7 一般細菌は、二〇〇CFU/ml以下であること。
- 8 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね〇・二mg/1以下が望ましいこと。

二 水質基準に係る検査方法

- 1 一の1から3まで、7及び8に定める水質基準に係る測定は、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)に定める検査方法若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- 2 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル—p—フェニレンジアミン法(DPD法)又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- 3 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

三 その他

- 1 オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、一の1から4まで及び6から8までに定める水質基準を適用するものとする。
- 2 海水又は温泉水を原水として利用するプールについて、常時清浄な用水が流入し清浄度が保てる場合には、一の4及び5に定める水質基準については適用しなくてもよいこと。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、一の1から5まで、7及び8に定める水質基準の一部については適用しなくてもよいこと。

## 第二 プールの施設基準

### 一 総則

プール設備、付帯設備は、遊泳者等が快適かつ衛生的に利用できるものであり、プールの利用形態や利用者数に見合ったものであること。特定時期に利用者が集中するプールでは、そのピーク時に見合った設備を備えること。

また、これらの設備は安全かつ容易に、その運用、点検整備、清掃等維持管理ができるよう設置されていること。

さらに、貴重な水資源を効率的に利用でき、省エネルギーにも配慮した設備であることが望ましいこと。

なお、本施設基準については、プール本体の水の容量の合計が百立法メートル未満の遊泳用プールについては適用しない。

### 二 プール構造設備

#### 1 プール本体

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

また、利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

#### 2 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講じること。

常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

#### 3 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度(二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。)を均一にできるように注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。

なお、液体塩素などの消毒剤等が安全に保管でき、危害を防止できる構造設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

#### 4 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

なお、取水口等はできるだけプール水の水質を均一にできる位置に設けること。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも一時間当たり六分の一の処理能力を有することとし、夜間、浄化設備を停止

するプールにあっては、少なくとも一時間当たり四分の一の処理能力を有すること。

イ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、〇・五度以下（〇・一度以下が望ましい。）であること。

また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

#### 5 オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

#### 6 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造であるものは、3及び4の規定は適用しない。

### 三 付帯設備

#### 1 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

#### 2 シャワー設備

更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等プールの利用者が遊泳前に洗浄できる構造とし、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。

また、洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

#### 3 便所

男女別に利用者数に応じ必要な数を設置すること。床は不浸透性材料を用い、水洗式の構造設備とすること。

また、衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

#### 4 うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

プールサイドにうがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。

また、洗面、洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。

これらの設備は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置し、かつ、飲用に適する水を供給すること。

#### 5 くずかご

適当な場所に必要な数を備えること。

#### 6 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が百ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、水中照明を

設けたり、出入口や水深等の表示、付帯設備が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理ができるように講じられている場合はこの限りでない。

#### 7 換気設備

屋内プールでは、二酸化炭素の含有率を〇・一パーセント以下に維持できる能力を有する換気のための構造設備を設けること。

また、吸気の取入口及び排気口の位置についても配慮すること。

#### 8 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備(施錠可能な設備が望ましい。)を設けること。

#### 9 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

### 第三 プールの維持管理基準

#### 一 総則

遊泳者等が快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に常に適合するよう維持するとともに、プール設備及び付帯設備を常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。

また、維持管理を適切に行うことにより貴重な水資源を効率的に利用するとともに、省エネルギーについても配慮すること。

プール水の水質の維持等プールの維持管理上必要なことについて利用者に理解と協力を求めること。

利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること。

#### 二 管理責任者と衛生管理者

プールにおける安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。

また、プールにおける衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を充てること。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねることも差し支えない。

#### 三 プール水の管理

1 プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

2 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を第一の水質基準に定める水質に保つこと。

また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

3 プール水の温度は、原則として二十二度以上とすること。

また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

4 プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については毎日午前中一回以上及び午後二回以上の測定(このうち一回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。)を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月一回以上の測定を、総トリハロメ

タンについては毎年一回以上の測定(通年営業又は夏期営業のプールにあっては六月から九月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、遊離残留塩素濃度をはじめとする水質検査の回数を適宜増やすこと。

また、その他の水質検査についても同様とすること。

- 5 4の水質検査の結果が、第一の一の基準に適合していない場合には、次の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合していない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

また、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が $0.4\text{mg/l}$ を下回った場合には、一時遊泳を中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を $0.4\text{mg/l}$ 以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が $0.4\text{mg/l}$ を下回った場合にはイの措置をとること。

また、 $0.4\text{mg/l}$ 以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「 $0.4\text{mg/l}$ 」を「 $0.1\text{mg/l}$ 」と読み替えるものとする。この場合において二酸化塩素濃度が $0.4\text{mg/l}$ を超えたとき又は亜塩素酸濃度が $1.2\text{mg/l}$ を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

- 6 水質検査の試料採取地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置三箇所以上の水面下二十センチメートル及び循環ろ過装置の取り入れ口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じ、適切な地点を選び、行うこと。

#### 四 プール設備及び付帯設備の維持管理

- 1 入替え式プールは、少なくとも五日に一回、プール水の全量を入れ替えること。

なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。

また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃より藻の発生防止に努めること。

- 2 期間を定めて使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。

また、年間を通じて使用するプールについても日常の清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

- 3 プールサイド、更衣室(ロッカーを含む。)、便所その他利用者が使用する設備は、毎日一回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

- 4 プールに使用する消毒剤は、適切に管理すること。

また、使用する薬剤が消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に規定される危険物に該当する場合は、これらの法律に定める規定を遵守すること。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を防止するため、高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)、労働安全衛生法等関係法規に定める規定を遵守し、適切に管理すること。

- 5 浄化設備は、原則として一日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的が達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化をより詳細に把握すること。

循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

また、消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

- 6 プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。  
また、常に新規補給水量を把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。  
オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

- 7 シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置をとること。

- 8 プール水、シャワー水等の排水に当たっては循環保全にも十分配慮すること。

- 9 屋内プールにあつては空気中の二酸化炭素の含有率が〇・一五パーセントを超えないこと。

また、二月以内ごとに一回、定期的に測定を行うこと。空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。

また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで及び中間時から使用終了時までの適切な二時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

- 10 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

- 11 プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講じること。

- 12 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成十三年九月十一日付け健衛発第九十五号厚生労働省健康局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

#### 五 利用者の管理

- 1 遊泳を通じて人から人へ感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者は、遊泳をさせないこと。

また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

- 2 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- 3 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。  
また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- 4 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
- 5 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。

なお、飲食物等をプールサイドに持ち込む場合、プールを汚染しないようにさせること。

- 6 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

#### 六 その他

- 1 プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを三年以上保管すること。

- 2 プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに保健所に通報すること。

また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。

- 3 水着、その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。

また、不特定多数の者が使用するものについても必要な衛生的管理を行うこと。